

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告の概要

①送金・決済サービス

資金移動業

破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

資金移動業者の**破綻時**には、供託手続を通じて国が各利用者に対して保全された資金の還付手続を実施することとされており、**利用者への資金の還付手続に最低170日の期間**を要する。



新たに以下の返還方法の選択肢を設けるべき。

- ① **銀行等による保証**の場合、既存の供託を経由する返還方法に加え、**保証機関**による直接返還
- ② **信託**の場合、既存の供託を経由する返還方法に加え、**信託会社等**による直接返還

第一種資金移動業の滞留規制の緩和

高額送金が可能な第一種資金移動業に課せられる**極めて厳格な滞留規制**について、利用者の利便性等の観点から課題。

(※) 現行制度上、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に限って滞留が認められている。



滞留規制の趣旨を踏まえつつ、利用者利便を向上させる観点から、以下の見直しを行うべき。

- ① 上記の破綻時における利用者資金の**新たな返還方法**を採用する場合、利用者資金の**最長2か月**の滞留を認める。
- ② 送金日のみならず、**送金期限の指定**も認める。

クロスボーダー収納代行への規制のあり方

クロスボーダー収納代行について、現行制度上、資金移動業登録は必ずしも必要ではないが、**海外オンラインカジノ**や**海外出資金詐欺**等に用いられる事例が存在し、金融安定理事会（FSB）の勧告も踏まえた**利用者保護やマネロン等のリスク**への対応が必要。



商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、基本的には、**資金移動業の規制を適用**すべき。

(※) クロスボーダー収納代行とは、国内と国外との資金移動であって、収納代行の形式で行われるもの。

前払式支払手段（プリカ）の寄附への利用

前払式支払手段（プリカ）は、一般的な送金手段として認められていないことから、**寄附に利用**することができない。



マネロンや詐欺等のリスクにも留意し、**国・地方公共団体や認可法人等**の寄附金受領者を対象に1回当たり1～2万円を上限に**プリカによる寄附を認める**べき。

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告の概要

②暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）

暗号資産

暗号資産交換業者等の破綻時等の 資産の国外流出防止

暗号資産交換業者等が破綻等した場合、暗号資産交換業者等に対する**資産の国内保有命令を発出できない**。

(※) 暗号資産デリバティブも取り扱う暗号資産交換業者は、金融商品取引業者（金商法）の登録を受けているため、同法により国内保有命令の発出が可能。

国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産交換業者等に対して**資産の国内保有命令を発出することができるように**すべき。

暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方

暗号資産交換業者等と利用者をつなぎ、暗号資産等の**売買・交換の媒介のみ**を行う場合であっても、暗号資産交換業者等の**登録**が必要。

暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行う**新たな仲介業**を創設し、**必要限度での規制**を適用すべき。

電子決済手段（ステーブルコイン）

特定信託受益権（3号電子決済手段）の 発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

特定信託受益権の発行見合い金について、**全額銀行等への要求払預貯金**で管理することが求められている。

(※) 電子決済手段は、法定通貨と連動する価値を有し額面で償還を約するもの等。

満期・残存期間**3か月以内の日本国債（米ドル建ての場合は米国債）**と一定の定期預金による運用を認めるべき（ただし、その**組入比率は、50%を上限**とする）。

特定信託受益権におけるトラベルルールの適用

特定信託受益権について、**受益権原簿がない**場合は、信託会社等が**保有者の情報を把握することができない**。

受益権原簿がない特定信託受益権について、**トラベルルールの適用等**を通じて電子決済手段等取引業者等に**送付人及び受取人の情報を把握**させ、**適切に監督**すべき。

(※) トラベルルールとは、電子決済手段等取引業者に対して、電子決済手段の移転時に送付人及び受取人の情報の把握を求めるもの。